

## 1. 高齢者の権利擁護と虐待対応の目的

権利擁護は、「すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援するもの」です。しかし、その権利は認知症高齢者や障がいを持つ人の場合、本人の努力だけでは尊厳の保持は難しく、特に虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害といえるため、法制度を活用した支援を行う必要があります。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）は、「高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資すること」を目的としています。高齢者虐待への対応は、利用者の依頼や契約に基づく支援とは異なり、虐待を受けている高齢者の生命や身体、財産を保護し、安全で安心な生活を再構築するための介入であり、家族間調整や支援が目的ではないことを十分に理解する必要があります。

高齢者虐待対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行うものです。

現在起きている事実に着目し、なぜ虐待が起きたのかという背景・要因を理解し、一刻も早く虐待を解消していくことが望まれます。

しかし、虐待対応においては、本人の力を信じ、支える権利擁護の支援だけでは解決できない場合もあります。本人や家族の意思に反し、危機的介入を行い保護しなければならない場合もあるため、市介護福祉課と地域包括支援センターは、その根拠を明確にし、権利擁護の視点や、高齢者虐待防止法の目的を十分に理解した上で、支援を行っていく責務を担っていることを認識することが大切です。

また、高齢者虐待と認定することで、市の権限行使も含め適切な対応が可能になり、虐待の早期解決につながっていくことが期待できます。

## 2. 高齢者虐待防止法にみる虐待の定義

高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、身体、財産が損なわれるような状態に置かれることをいいます。

高齢者虐待は、高齢者虐待防止法において、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に大別しています。

## (1) 高齢者のとらえ方

高齢者虐待防止法では「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています（第2条第1項）。

一方、法附則2には、「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定され、老人福祉法でも「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象に含まれており、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、必要に応じて「高齢者」に準じた対応をすることが重要です。

なお、65歳未満の者であって養介護施設を利用又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、法の一部改正により、高齢者とみなすことになりました。

### 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年6月24日法律第79条)

#### 附則

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第3条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の一部を次のように改正する。第2条の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次の1項を加える。

65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

## (2) 養護者の定義

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外の者」（第2条第2項）と定めており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人などが該当するものと考えられます。

また、現に養護する養護者が、同居人による高齢者への身体的、心理的、性的虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待に該当します。

#### 【養護者にあたる具体的な行為】

金銭の管理、食事や介護の世話、自宅などの鍵の管理など

#### 【同居の有無】

必ずしも同居の事実はなくても、高齢者の世話をしている親族、知人も養護者となる

#### 【同居人の例】

同居の孫が高齢者を虐待している場合などは、子が高齢者本人の監督責任を怠ったことになる

### (3) 養介護施設従事者等の定義

高齢者虐待防止法において、「養介護施設従事者等」の定義を『老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者（第2条第5項）』と定めています。この中には、直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれます（P91 参照）。

#### 養介護施設区分規定

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人福祉施設</li> <li>有料老人ホーム ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人居宅生活支援事業</li> </ul>	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅サービス事業</li> <li>地域密着型サービス事業</li> <li>居宅介護支援事業</li> <li>介護予防サービス事業</li> <li>地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>介護予防支援事業</li> </ul>	

※ 老人福祉法の改正（平成 18 年 4 月）により、有料老人ホームの対象が拡大（老人福祉法第 29 条）

- ① 人数要件の廃止（改正前は 10 人以上）
- ② 提供サービス要件の拡大

<ul style="list-style-type: none"> <li>「食事の提供」</li> <li>「洗濯、掃除等の家事」</li> <li>「健康管理」</li> <li>「入浴・排せつ若しくは食事の介護の提供」</li> </ul>
--

いずれかが提供されていれば、届出の有無に関わらず、有料老人ホームと見なします。有料老人ホームで虐待が疑われる場合には、それが養介護施設従事者等によるものか、養護者によるものかに関わらず、適切な対応を行うことが求められます。

Q 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日成立）」によりサービス付き高齢者向け住宅として登録された有料老人ホームの職員による虐待については、「養護者による高齢者虐待」として対応するのですか？

A サービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅であっても、老人福祉法に定める有料老人ホーム（都道府県に対する届出の有無に係わらず）に該当するのであれば、その職員による虐待は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。該当しないサービス付き高齢者向け住宅であれば、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

(4) 高齢者虐待の種類と具体例（高齢者虐待防止法 第2条第4、5項より）

区分	内容と具体的な例
身体的虐待	<p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手で打つ、つねる、殴る、無理やり食事を口に入れる、やけど、打撲させる</li> <li>・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束・抑制をする</li> </ul>
介護の世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題で、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、また、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護、医療サービスを相応の理由無く制限し使わせない</li> </ul>
心理的虐待	<p>高齢者に対する激しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて子供のように扱う</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する</li> </ul>
性的虐待	<p>高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗などに対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスの強要</li> </ul>
経済的虐待	<p>高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない</li> <li>・本人の自宅などを本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する</li> </ul>

### 3. セルフネグレクト（自己放任）について

一人暮らしの高齢者の中には、認知症やうつなどのために生活に関する能力や意欲が低下し、自分で身の回りのことができないなどのために、客観的にみると本人の人権が侵害されている事例があり、これをセルフネグレクト（自己放任）といいます。

セルフネグレクトを虐待に含めるかどうかについては議論があるところですが、支援を必要としているという「状態」に着目して、適切な対応を図っていく事が求められます。

#### (1) 高齢者虐待に準じた対応

高齢者虐待防止法の虐待定義では、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つのみが、高齢者虐待とされており、セルフネグレクトは含まれていません。しかし、厚生労働省マニュアルや東京都マニュアルでは、セルフネグレクトを高齢者虐待と位置づけ、高齢者虐待に準じた対応を行うこととされています。

#### (2) セルフネグレクトのサイン

<input type="checkbox"/> 昼間でも雨戸が閉まっている
<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している
<input type="checkbox"/> 配食サービス等の食事がとられていない
<input type="checkbox"/> 薬や届けた物が放置されている
<input type="checkbox"/> ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる
<input type="checkbox"/> 何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる
<input type="checkbox"/> 室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である

参考文献）東京都高齢者虐待対応マニュアル

#### (3) 介入の見極め

セルフネグレクトかどうかは、適切な判断力や意欲があるか、ないかです。あくまでも自分の判断で世話をしていない場合は、セルフネグレクトにはあたりません。自分の世話ができないのか、自分の世話をしないのか、見極めることが必要です。

判断力のある高齢者が自分の世話をしない場合は、公共の福祉に反しない限りその自己決定を尊重しなければなりません。しかし、現状のまま拒否を続けていけば、支援が必要になることは想像できます。

例えば、ごみ屋敷となっていて臭いがすると近所から苦情があり、独居の高齢者を訪問します。不衛生な部屋で食事も不十分であり支援の提案をしても拒まれることもあります。

このような「拒否的な人」に対しては、見守っていくこと、細くともつながり続けることが大切と言えます。介護予防教室や高齢者施策の紹介・実態把握などの理由を作って訪問を重ねながら、少しずつ信頼関係を築いていく中で、拒否的な態度をとる理由が見えてくるかもしれませんし、その方が「困った状況に陥った時」に相談を持ちかけられるかもしれません。また、民生委員や地域住民の協力をもらいながら見守りを続けていくなど、地域の状況に合わせた臨機応変な関わりが必要となってきます。

地域での見守り体制を構築することで、判断能力や意欲が衰えてきた時にも素早く気づくこともできます。支援の糸口をつかむために、積極的に見守る、待つという姿勢も重要だと言えます。

